

# SRノート 2024年 山下クラス

山下の部屋学習アドバイス第36回 水道橋 2024・3・25

4月に入ります。ここからは年金法です。合否を決める科目です。

最初に沿革から講義は始まります。健康保険との関係も歴史的な事情で年金も理解できます。とにかく得意科目にしましょう。

## ■道場のご案内（山下講師特別講座）水道橋

通信・同時配信もあります。

### ★17年目の「100の法則」

4月29日

1回目	労働科目	10時30分～13時
2回目	社会保険科目	14時～16時30

### ★25年目の「試験に出る123」・・・主要科目の総まとめ

5月3日（祭日）	1回目	労基	10時30分～13時
5月3日（祭日）	2回目	労災	14時～16時30
5月3日（祭日）	3回目	雇用	17時～19時30

5月4日（土曜）	4回目	健康保険	10時30分～13時
5月4日（土曜）	5回目	国民年金	14時～16時30
5月4日（土曜）	6回目	厚生年金	17時～19時30

5月5日（日）	7回目	労一	10時30分～13時
5月5日（日）	8回目	社一	14時～16時30

### ★1日で仕上げる徴収法

7月15日（祭日）	1回目	10時30分～13時
7月15日（祭日）	2回目	14時～16時30

### ★択一演習「主要6科目」

8月3日（土）	労基	10時30分～13時10分
8月3日（土）	労災	14時10分～16時30
8月3日（土）	雇用	17時～19時50分
8月4日（日）	健保	10時30分～13時10分
8月4日（日）	国年	14時10分～16時30
8月4日（日）	厚年	17時～19時50分

### ★最後の最後で3点アップ（2クラス開講）日程はどちらか選択してください

- ①8月18日（日）10時30分～13時 14時～16時30
- ②8月24日（土）10時30分～13時 14時～16時30

4月29日からいよいよ山下道場が開講します。

最初は100の法則です。100とは例えば健保では10問の問題が出題されます。当然答は10です。この10を10年分まとめた問題集が100の法則です。試験の傾向や出題されている項目をしっかりと押さえましょう。

「123」は総まとめ講座です。労働と社会保険を2冊のテキストに条文番号でまとめます。この2冊を繰り返してください。あとは徴収法や演習道場を日程に組み入れることで、勉強の進み方が変わります。最後の最後で3点アップ講座では、前日にもしっかりと講義をします。それぞれの講座や申込方法については、水道橋本校にお問い合わせください。

## ■初めての学習の方

いよいよ年金法も厚生年金に入ります。健康保険や厚生年金保険は、適用関係や保険料等と共通事項が多い科目です。国民年金とも共通箇所が多いため年金全体の仕組みを理解しましょう。

## ■中上級クラス

今月は健保と国年へ進みます。平日クラスは厚生年金が始まります。4月は年金の月です。国年と厚生年金の共通事項や違いをしっかりと確認しましょう。

## ■ 共通事項

4月に入ります。この時期からは「選択式」対策を考えましょう。

択一の学習が進むと、選択式の勉強も当然できています。ただ、8月試験日が近づくと「選択式は??」と考えるようになります。ではどうすれば良いのでしょうか。

### ★選択式の勉強方法

#### 1 過去問で語群の整理力をつける

少なくとも過去問5年分は解く。20個や数字や言葉の整理をしっかりと行う。

- ① 過去問10年分の選択式の語群(20の用語や数字)→あらためてしっかり整理する。
- ② 次に解答の用語に記号を囲む。
- ③ 答以外の語群と対比する

#### 2 数字、分数は必ず押さえる

特に年金、健保、雇用保険は数字が多い

数字関係は4月から覚える。大きくは

- ① 通則
- ② 保険料
- ③ 書類の保存
- ④ 時効
- ⑤ 財政

#### 3 行政官庁名

大臣名・行政機関、審議会等科目単位での名称役割を整理する。

厚生労働大臣、財務大臣、都道府県知事、労働政策審議会、社会保障審議会

#### 4 目的条文を中心に総則(1条から5条)を読み込む

基本の基本である法1条から5条は選択式を考えて必ず読み込む。

#### 5 保険料関係

国庫負担、保険料は問題が作成しやすい。過去に出題された選択式を参考にして、その前後の条文等からまとめる。

#### 6 育児関連

労働基準法の産前産後・雇用保険の育児関係・健保、厚生年金の保険料関係

育児や介護関係労働一般常識や社会保険一般常識では必須です。

#### 7 改正法

新しくできた条文には注意する。

★中上級（平日）4月予定

3月	曜日	講義 科目	勉強のポイント
1日	月	健保確認テスト	
2日	火	健保予想答練	
3日	水	国年解き方①	
4日	木	国年解き方②	
5日	金		
6日	土		健保確認テスト・健保予想答練復習
7日	日	17時イベント「選択式」	
8日	月	国年1回目	
9日	火	国年2回目	
10日	水	国年3回目	
11日	木	国年4回目	
12日	金		国民年金10年分問題（被保険者）
13日	土		国民年金10年分問題（保険給付）
14日	日		国民年金10年分問題（保険料）
15日	月	国年5回目	
16日	火	国年確認テスト	
17日	水	国年予想テスト	
18日	木	厚年解き方①	
19日	金		
20日	土		国年確認テスト・国年予想テスト復習
21日	日		
22日	月	厚年解き方②	
23日	火	厚年1回目	
24日	水	厚年2回目	
25日	木	厚年3回目	
26日	金		厚生年金10年分問題（適用・被保険者）
27日	土		厚生年金10年分問題（保険給付）
28日	日		厚生年金10年分問題（保険給付・保険料）
29日	月祭日	道場100の法則	
30日	火	厚年4回目	

★中上級（休日クラス）4月予定

3月	曜日	講義 科目	勉強のポイント
1日	月		健保10年分問題（保険者）
2日	火		テキスト読み込み
3日	水		健保10年分問題（適用・被保険者）
4日	木		テキスト読み込み
5日	金		健保10年分問題（標準報酬）
6日	土		テキスト読み込み
7日	日	健保③④ イベント「選択式」	
8日	月		健保10年分問題（傷病手当金）
9日	火		テキスト読み込み
10日	水		健保10年分問題（保険料）
11日	木		テキスト読み込み
12日	金		健保10年分問題（保険料・雑則）
13日	土		テキスト読み込み
14日	日	健保⑤ 確認テスト・予想問題	
15日	月		確認テスト復習
16日	火		予想問題復習
17日	水		国年10年分問題（被保険者）
18日	木		国年10年分問題（任意加入）
19日	金		国年10年分問題（届出）
20日	土		国年10年分問題（通則）
21日	日	国年解き方①②	
22日	月		国年10年分問題（保険給付）
23日	火		国年10年分問題（保険給付）
24日	水		国年10年分問題（保険給付）
25日	木		国年10年分問題（保険給付）
26日	金		国年10年分問題（保険料）
27日	土		国年10年分問題（保険料）
28日	日	国年①②	
29日	月祭日	道場100の法則	
30日	火		国年100の問題

★合格クラス（土）4月予定

3月	曜日	講義 科目	勉強のポイント
1日	月		テキスト読み込み
2日	火		10年分問題（保険給付）
3日	水		10年分問題（保険給付）
4日	木		10年分問題（保険給付）
5日	金		10年分問題（保険給付）
6日	土	国年⑤⑥	
7日	日	17時イベント「選択式」	10年分問題（保険料）
8日	月		10年分問題（保険料）
9日	火		10年分問題（雑則）
10日	水		10年分問題（国民年金基金）
11日	木		テキスト読み込み
12日	金		テキスト読み込み
13日	土	国年確認テスト 厚生年金①②	
14日	日		テキスト読み込み
15日	月		テキスト読み込み
16日	火		10年分問題
17日	水		10年分問題
18日	木		10年分問題
19日	金		10年分問題
20日	土	厚生年金③④	
21日	日		テキスト読み込み
22日	月		テキスト読み込み
23日	火		10年分問題
24日	水		10年分問題
25日	木		10年分問題
26日	金		10年分問題
27日	土	厚生年金⑤⑥	
28日	日		テキスト読み込み
29日	月祭日	道場100の法則	
30日	火		厚生年金100の問題

## 統計数字等の学習

【コラム】統計数字等は労働一般常識と社会保険一般常識で出題されることがあります。受験勉強としては一番勉強し難い内容です。そこで、中上級の山下クラスでは科目講義の前に5分ほど各方面から数字関連の説明をします。たとえば、人口⇒少子化⇒都道府県のように大きな社会の仕組みを数字化します。この内容をコラム的にまとめます。数字文章は令和5年の厚生労働白書を引用しています。

### ■1回目 社会が変わる??

日本社会は少しずつですが変わっていきます。人口の内容が変われば、当然消費者も変わりますね。それに従い産業や地域の在り方も変わります。それも少しずつ、少しずつです。

民法や労働法はどうなるのでしょうか？社労士の仕事も変わるでしょう。(山下)

#### 1 日本の人口は??

(我が国は本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎えようとしている)

我が国の人口は、2008(平成20)年の1億2,808万人をピークに減少に転じた。

2022(令和4)年の総人口は約1億2,495万人であるが、2070(令和52)年には約30%減少し、総人口が9,000万人を割り込むと推計されている。

#### 2 少子化

2022年の出生数は80万人を割り込むなど、急速に少子化が進展している。

一方で、2025(令和7)年には、第一次ベビーブーム期(1947(昭和22)年～1949(昭和24)年)に生まれた者が、75歳以上の後期高齢者となる。

さらに、2040(令和22)年には、第二次ベビーブーム期(1971(昭和46)年～1974(昭和49)年)に生まれた者が65歳以上となる。2070年には65歳以上の者の割合が38.7%となる見通しである

### ■2回目 世帯の在り方が変わる??

#### 世帯数

縮小する世帯や家族(世帯規模は長期的縮小傾向にある)

1世帯当たり1人員の推移を見ると、1990(平成2)年の2.99人から2020(令和2)年の2.21人まで減少し、この間、「世帯人員1人」及び「世帯人員2人」の世帯数、全世帯数に占める割合がともに増加してきた。国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(平成30年推計)によると、2040(令和22)年における1世帯当たり人員は2.08人まで減少すると推計されている。

- ・単独世帯の割合は世帯総数の約4割に達し、ひとり親世帯数も増加している
- ・男性の単独世帯者数の割合・単独世帯数は、ともに高齢世代で大幅に増加する

### ■3 回目 出生率 合計特殊出生率

我が国の合計特殊出生率は、2005（平成 17）年に 1.26 となり、その後、緩やかな上昇傾向にあったが、ここ数年微減傾向となっている。

2022（令和 4）年は 1.26（概数）と依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続している。また、2017（平成 29）年に発表された国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」によると、現在の傾向が続けば、**2070 年には、我が国の人口は 8,700 万人**となり、1 年間に生まれる子どもの数は現在の半分程度の約 50 万人となり、**高齢化率は約 39%**に達するという厳しい見通しが示されている。

### ■4 回目 平均寿命 厚生労働省平成 22 年簡易生命表

平成 22 年簡易生命表によると、男の平均寿命は 79.64 年、女の平均寿命は 86.39 年と前年と比較して男は 0.05 年上回り、女は 0.05 年下回った。主な年齢の平均余命をみると、男女とも年齢が高くなるに従って、前年との差は小さくなる傾向となっており、特に女の平均余命は全年齢で前年を下回った。また、平均寿命の男女差は、6.75 年で前年より 0.10 年縮小した。

### ■5 回目 労働災害の発生状況

※現在労災保険の講義中です。そこで労働災害に注目です・

2022（令和 4）年の新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除いた労働災害については、死亡者数は 774 人（前年比 4 人（0.5%）減）となったが、休業 4 日以上 の死傷者数は 132,355 人（前年比 1,769 人（1.4%）増）と前年より増加した。

労働者の健康面については、精神障害による労災支給決定件数は、2021 年度には 629 件と前年度と比較して増加している。自殺者数については、2021 年は、約 2 万人と 9 年連続で 3 万人を下回っているが、このうち約 2,000 人について勤務問題が理由の 1 つとされているなど、働く人々の職場環境は引き続き厳しい状況にある。

2021（令和 3）年度の労災保険給付の新規受給者数は 678,604 人であり、前年度に比べ 25,249 人の増加（3.9%増）となっている。そのうち業務災害（複数業務要因災害を含む。）による受給者が 594,278 人、通勤災害による受給者が 84,326 人となっている

### ■6 回目 過労死等の労災認定

2021（令和 3）年度の過労死等の労災補償状況については、脳・心臓疾患の請求件数は 753 件、支給決定件数は 172 件、精神障害の請求件数は 2,346 件、支給決定件数は 629 件となっている。前年度と比べ、脳・心臓疾患の請求件数は 31 件の減少、支給決定件数は 22 件の減少、精神障害の請求件数は 295 件の増加、支給決定件数は 21 件の増加となっている。

## ■7 回目 市町村の人口の変化

(人口規模が小さい市区町村が増加する一方で、人口の大部分は一部の大規模都市に集中している)

「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、人口 5 千人未満の自治体は、2015（平成 27）年に 14.8%であったが、2040（令和 22）年には **24.1%を占めると見込まれており**、人口規模が小さい市区町村が増加すると見込まれる。人口減少が進むことによって、地域によっては福祉分野における専門的人材の確保が困難となること等で、対象者ごとの公的支援の提供機関を安定的に運営することが難しくなる可能性も否定できない。

・2040 年にかけて 20 歳から 64 歳の人口は全ての都道府県で減少するが、65 歳以上の人口は増加する都道府県と減少する県がある。

### 1 人々の交流に対する意識

・地縁・血縁・社縁でみても「形式的つきあい」を望む者が増加してきた。

### 2 人々の支え合いや社会貢献に対する意識

・つきあいの志向は変化しても、社会への貢献意識は高い水準を維持。

「日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っている」という意識を有する者は、6～7 割と高い水準で推移してきている

## ■8 回目 介護保険前の高齢者福祉 資料：厚生労働省老健局作成資料

社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、1997（平成 9）年に介護保険法が成立し、2000（平成 12）年 4 月から施行された。

介護保険制度は施行から 24 年目を迎えるが、この間、65 歳以上人口が約 1.7 倍に増加する中で、介護保険サービス利用者数は約 3.5 倍に増加。

(日本の高齢者福祉は、老人福祉法制定後に総合的、体系的に推進されることとなった)

高齢者福祉については、1963（昭和 38）年の老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）制定前は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による養老施設への収容保護という施策程度で、対象者もごく一部の低所得者に限定されていた。

世界で初めての老人関係法といわれた老人福祉法の制定により、健康診断の実施や、特別養護老人ホーム制度の創設、老人家庭奉仕員制度（現在の訪問介護員）の法制化など、社会的支援を必要とする高齢者を幅広く対象とする施策への転換が図られ、高齢者全体の福祉の向上を図るための施策が総合的、体系的に推進されることとなった。

### (1975年以降、我が国は在宅での高齢者福祉を重視していった)

在宅での福祉は、おおむね 1975 (昭和 50) 年以降に、従前の施設整備を補完するという意味合いではなく、老後も可能な限り住み慣れた地域社会で暮らしたいという高齢者の希望を尊重すべく推進され始めた。これにより、1978 (昭和 53) 年以降、ショートステイ (寝たきり老人短期保護事業) やデイサービス (通所サービス事業) が国の補助事業となった。

1989 (平成元) 年には、20 世紀中に実現を図るべき 10 年間の目標を掲げた「**高齢者保健福祉 10 年戦略 (ゴールドプラン)**」が厚生・大蔵・自治の 3 大臣合意により制定され、サービス基盤の計画的整備が図られた。

資料：厚生労働省老健局作成資料

**1960 年代 老人福祉政策の始まり 高齢化率⇒ 5.7% (1960)**

**1970 年代 老人医療費の増大 高齢化率⇒ 7.1% (1970)**

**1980 年代 社会的入院 高齢化率⇒ 9.1% (1980)**

**1990 年代 ゴールドプランの推進 高齢化率⇒ 12.0% (1990)**

**2000 年代 介護保険制度の実施 高齢化率⇒ 17.3% (2000)**

**1997 (平成 9) 年 消費税の引上げ (3%→5%) 介護保険法成立**

**2000 (平成 12) 年 介護保険法施行**

## ■ 9 回目 資料：厚生労働白書

昭和 20 年代の児童福祉は、戦災で親や家をなくした孤児や浮浪児の保護が緊急の課題であり、終戦直後の 1946 (昭和 21) 年 10 月に、厚生省に児童局が設置され、戦災孤児等の緊急援護が実施された。

(児童福祉施策は、1990 年の 1.57 ショック以降、少子化対策としての色彩も帯びていくようになった)

1990 (平成 2) 年には、前年 (1989 年) における**合計特殊出生率**が 1.57 となったことが公表され (「1.57 ショック」)、少子化の進行を踏まえた総合的な取組みが政府部内で本格的に取り上げられる契機となった。

1994 (平成 6) 年 12 月には、文部、厚生、労働、建設の 4 大臣合意による「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン) が策定され、子育て支援を企業や地域社会を含め社会全体として取り組むべき課題と位置付けるとともに、将来を見据え今後おおむね 10 年間を目途として取り組むべき施策について総合的・計画的に推進することとされた。

(「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」の制定)

2003 (平成 15) 年には「次世代育成支援対策推進法」(平成 15 年法律第 120 号) が制定された。同法では、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策についての基本理念が定められた。同時に地方公共団体と合わせて事業主 (企業) に対して具体的な行動計画の作成が義務付けられた。

## ■10 回目

育児・介護期は特に仕事と家庭の両立が困難であることから、労働者の継続就業を図るため、仕事と家庭の両立支援策を重点的に推進する必要がある。直近の調査では、女性の育児休業取得率は 85.1%（2021（令和 3）年度）と、育児休業制度の着実な定着が図られている。また、2015～19 年に第 1 子を出産した女性の出産後の継続就業割合は、69.5%（2021（令和 3）年）となっており、約 7 割の女性が出産後も継続就業している。

一方で、男性労働者のうち、末子の出生の際に育児休業制度の利用を希望していたができなかった者の割合は約 3 割である中、実際の取得率は 13.97%（2021 年度）にとどまっている。こうした状況を踏まえ、男女ともに仕事と育児・介護を両立したいという希望がかない、安心して働き続けることができる環境を引き続き整備していく必要がある。

適切な行動計画を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受け、認定マーク（愛称：くるみん）を使用することができる。

## ■11 回目

近年、パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者は全体として増加傾向にあり、雇用者の約 4 割を占める状況にある。これは、高齢者が増える中、高齢層での継続雇用により非正規雇用が増加していることや、女性を中心にパートなどで働き始める労働者が増加していることなどの要因が大きい。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、2020（令和 2）年以降、非正規雇用労働者は対前年比で減少したが、2022（令和 4）年は増加し、2,101 万人となっている。

高齢者や学生アルバイトなど、非正規雇用の全てが問題というわけではないが、正規雇用を希望しながらそれがかなわず、非正規雇用で働く者（不本意非正規雇用労働者）も 10.3%（2022 年）存在し、特に 25～34 歳の若年層で 15.6%（2022 年）と高くなっている。

いわゆる正社員以外の多くの労働形態に関わる労働契約の要素であり、有期労働契約で働く人は 1,429 万人（2022（令和 4）年平均）となっている。

## ■12 回目

2022（令和 4）年度の労使関係

我が国の労働組合 我が国の労働組合は、企業別労働組合を基本に組織されているが、政策・制度面を始め、企業別組織では対応できない課題に取り組むため、これらが集まって産業別組織を形成し、さらに、これらの産業別組織が集まって全国的中央組織を形成している。2022（令和 4）年 6 月現在、我が国の労働組合員数は 999 万 2 千人で、前年比で 8 万 6 千人減少した。また、パートタイム労働者の労働組合員数は 140 万 4 千人で、前年比で 4 万 1 千人増加した。

## ■13 回目

総務省統計局「労働力調査（基本集計）」によると、2022（令和4）年の女性の労働力人口は3,096万人（前年比16万人増）で、女性の労働力人口比率は54.2%（前年比0.7ポイント上昇）である。生産年齢人口（15～64歳）の女性の労働力人口比率は、74.3%（前年比1.0ポイント上昇）である。また、女性の雇用者数は2,765万人（前年比26万人増）で、雇用者総数に占める女性の割合は45.8%（前年比0.3ポイント上昇）となっている。

女性の就業希望の実現 全国204か所（2022（令和4）年3月末現在）のマザーズハローワーク・マザーズコーナーにおいて、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな就職支援、求人情報や地方公共団体との連携による保育サービス関連情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っている。

## ■14 回目

若者の雇用情勢については、15～24歳の完全失業率が、2022（令和4）年には4.4%（前年比0.2ポイント低下）、25～34歳については、3.6%（前年比0.2ポイント低下）となっている。

また、2022年3月卒業者の就職率を見ると、大卒者については95.8%（前年比0.2ポイント低下、2022年4月1日現在）と、前年とおおむね同水準ではあるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の2020（令和2）年3月大卒者と比べると2.2ポイント下回っている。一方、高卒者については97.9%（前年と同水準、2022年3月末現在）と、高い水準を維持している。このような状況を踏まえ、新卒応援ハローワーク等においては、学校等と密に連携しながら、新卒者等の求人確保やきめ細かな就職支援を実施するとともに、既卒者及び中途退学者の新卒卒での応募機会の拡大及び採用・定着の促進に取り組んでいる。

フリーター等の正社員就職の促進 フリーター数\*2は、2022（令和4）年には132万人となり、前年（2021（令和3）年138万人）と比べて6万人減少となっている。厚生労働省では、「わかものハローワーク」（2023（令和5）年4月1日現在、21か所）等で、担当者制による個別相談支援、正社員就職に向けたセミナーやグループワーク等各種支援、就職後の定着支援を実施し、2022年度は約10.4万人が就職した。